

取締役・監査役候補の指名および取締役の解任に関する基本方針

北興化学工業株式会社
制定 2016年 1月 4日
最終改正 2025年12月 23日

当社の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む。以下同じ）候補の指名および取締役の解任にあたり、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下のとおり、「取締役・監査役候補の指名および取締役の解任に関する基本方針」を定める。

1. 当社の取締役・監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
 - （1）取締役会は、社内取締役（社外取締役以外をいう）の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、当社の企業理念や経営の基本方針、経営戦略に照らし、見識、能力、経験、専門性等を総合的に評価・判断して指名する。
 - （2）取締役会は、社外取締役の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、多様な視点を経営に取り入れる観点から、広範な見識と経験および出身分野における実績等を考慮して指名する。
 - （3）取締役会は、監査役の候補については、性別・年齢・国籍は問わず、広範な見識と経験および出身分野における実績等を考慮して指名する。また、監査役の候補については、財務・会計に関する十分な知見を有する者を 1 名以上指名する。
2. 取締役会は、取締役候補の指名にあたり、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するよう努めなければならない。
 - （1）社内取締役の構成は、各グループの知識・経験に関するバランス確保に向け十分配慮したものとする。
 - （2）取締役会における社外取締役の構成は、経営の執行機能と監督機能のバランス確保に向け十分配慮したものとする。
3. 取締役会の員数は、審議や意思決定における十分性・迅速性等の点で効果的・効率的に機能が発揮できる規模とする。
4. 当社の取締役および監査役は、以下の手続により選任する。
 - （1）指名・報酬委員会において、上記 1 の基準に基づいて十分に審議し、取締役候補および監査役候補の案を取締役会に対して答申する。
 - （2）取締役会では、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役候補および監査役候補を決定し、株主総会に付議する。なお、監査役候補の決定にあたっては、監査役会の同意があることを確認する。
 - （3）株主総会の決議により取締役および監査役を選任する。

5. 取締役が次の基準に該当した場合には、当該取締役の解任の要否について指名・報酬委員会における審議・答申を経て取締役会で審議するものとする。

(解任基準)

- (1) 不正または重大な法令もしくは定款違反があった場合
- (2) 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- (3) 指名の際に期待された資質等が認められない場合
- (4) 職務懈怠につき著しく企業価値を毀損させた場合
- (5) 担当業務について、著しい業績不振に陥った場合または業績不振が長期に亘る場合

6. 本方針の改廃は取締役会決議による。

以上

附則

施行日：2025年12月23日

決裁者：取締役会